リサイクル推進員 活動の手引き

《第16期改訂版》



リサイクルマスコット「クルリ」

八王子市環境部資源循環課

TEL:042-620-7256 FAX:042-626-4506

IJ	サー	イク	ル推進員につ	ついて	ページ
	1	概	要		1
	2	任	期		1
	3	担旨	当区域		1
	4	活動	协内容		2
	5	研作	多会		3
	6	保险	矣		3
	7	具体	本的な活動事例		4
参	考	資料	1		
•	地域	載リサ	ナイクル活動(資源集団回収)補助金	8
•	家庭	1月	生ごみ処理機器 [。]	等購入費補助	9
•	フ-	- "	ドライブ		10
•	集台	合住日	さごみ等優良排	出管理認定制度	11
•	ふれ	いあし	小収集		11
•	町会	・自	治会活動から発生	三するごみの出し方	12
•	問し	\合オ	つせ先一覧		14

巻末付録(各種様式)

リサイクル推進員について

1. 概要

市はごみの減量・資源化を目指し「八王子市ごみ処理基本計画」を定めており、市民との協働を基本方針の1つとして掲げています。市民と行政が協力し合って、ごみの減量・リサイクルを推進し、快適で住みよい八王子をつくっていくために、平成6年(1994年)に八王子市リサイクル推進員(正式名称:廃棄物減量・再利用推進員)制度がスタートしました。

リサイクル推進員の方は、町会・自治会及び住宅管理組合の長から推薦を受け、市長が委嘱します。リサイクル推進員になられた方には、委嘱通知、推進員証、腕章をお渡ししています(腕章は前任者から引き継いでください)。

リサイクル推進員のみなさまには、研修会や配布物等を通じて本市の 目標・課題等をご理解いただき、市と協働してそれぞれの地域に応じた ごみの減量・資源化の推進にご協力よろしくお願いします。

2. 任期

令和6年(2024年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日までの2年間です。現在、第16期となり、次期に再任することも可能です。

任期途中での交代

「廃棄物減量・再利用推進員(リサイクル推進員)変更届兼推薦書」 (第3号様式)の提出をお願いします。

※後任者の任期は、前任者任期の残りの期間

3. 担当区域

ご自身が住んでいる町会・自治会等の区域です。

4. 活動内容

① 地域での啓発活動

~ ごみの減量と資源化を推進 ~

- ごみ・資源物の出し方や分別について、地域の住民へ周知するため、 チラシ等を作成し回覧や掲示を行う
- 家庭系ごみの減量・資源化を推進するため、市へアイディア等の提案
- 3 R (リデュース・リュース・リサイクル)を促進するための呼びかけ
- 町会・自治会や子ども会等が行う、地域リサイクル活動(資源集団回収)への参加と協力
- 地域での勉強会の開催
- 市民センターまつり等の地域イベントにて、啓発コーナー等を出展し、 市と協働で啓発活動を推進

事例紹介は4~6ページ

② 不法投棄の発見・予防・通報

■ 不法投棄の現場を目撃した場合

③ 廃棄物の持ち去り防止への協力

- 持ち去り行為を目撃した場合
- ②・③ついて、下記の情報提供をお願いします。 【連絡先は14ページ】
 - 日時、場所、投棄・持ち去りされたもの
 - 車の色、車種、ナンバー 人数、背格好
- ※不法投棄や持ち去りした者に対し注意をしたり、追跡や写真を撮る行為は、相手から危害を加えられる可能性があります。危険を伴う行動は控えてください。

④ 活動報告書の提出

1年間活動した内容を「活動報告書」(第5号様式)に記入して、毎年 3月末までに提出してください。

※町会等で作成したごみに関するチラシ等がある場合は併せてご提出をお願いします。

5. 研修会

研修会

例年6~7月頃実施

【内容】

新任者を対象とした研修で、活動内容・年間予定等について説明。

視察研修会

例年10月~11月頃実施

【内容】

清掃施設等を視察する研修会。

【視察先】※過去実績

- ・二ツ塚処分場
- · 谷戸沢処分場
- ・(株) エコネット
- ·三弘紙業(株)八王子営業所
- ・八王子市プラスチック資源化センター
- ・エコセメント化施設
- ・八王子資源化事業協楢原選別場
- ・八王子市戸吹不燃物処理センター
- ・(株) 東日本大和
- ・八王子市館クリーンセンター

6. 保険

活動中に生じたケガに対し保険金が支払われるよう、傷害保険に加入 しております。事故の際は以下のとおり対応をお願いします。

- ① 自分の健康保険等を使用して医療機関で受診・治療を受けてください。
 - → 医療費は自己負担となります。
- ② 資源循環課に事故状況等について連絡してください。
 - → 保険金請求手続きについてご説明いたします。

【保険金額】

通院日額 3,000 円 入院日額 5,000 円 死亡 1,000 万円

7. 具体的な活動事例

過去の活動報告書から抜粋

【出し方や分別の周知】



<リサイクル推進員の声>

- ・ごみ分別アプリを町会・理事会で説明し、スマホをお持ちの方は アプリのダウンロード・設定方法をレクチャーしました。
- ・外国人居住者のため、ごみ置き場に外国語表記のごみのポスター を掲示しました。
- ・分別しやすくするため、ダストボックスに写真を掲示しました。
- ・分別が正しくないため収集されなかったごみの現物写真を撮り、 掲示物を作って注意喚起をしました。
- ・3キリ運動 (※) の呼びかけをした。 ※ごみを減らすための3つの運動のこと「使いキリ」・「食べキリ」・「水キリ」

★分別の確認方法★

- ・「分別辞典」⇒ 八王子市公式ホームページでご確認いただけます。 https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/gomi/kateigomi/dashikata/p002453.html
- ・「家庭用ごみ・資源物収集カレンダー」の「ごみ・資源物の出し方」も参考にしてください。



【地域リサイクル活動(資源集団回収)】

<リサイクル推進員の声>

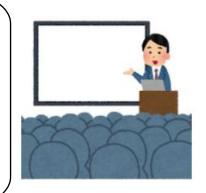
- ・子ども育成会の定例行事として年6回資源集団回収 を実施しています。
- ・地域住民各戸への「協力のお願い」等チラシを配布 し、ホームページに掲載しました。
- ・町会としてアルミ缶の回収活動を実施しました。



【地域での勉強会の開催】

<リサイクル推進員の声>

- ・自治会の役員会で、リサイクル推進員の研修会や 視察で学んだことを報告しました。有害ごみの危 険性を特にアピールしました。
- ・市の出前講座を利用しました。
- ・月一度の清掃日に、気が付いた注意点を実物など を使って説明しています。



★ **出前講座** ★ 市から職員を派遣して、ごみ分別ルールなどについて説明します。 ご予約は開催希望日の1か月前までに下記へご連絡ください。 ごみ総合相談センター: TEL 042-696-5353

【監視・通報】

<リサイクル推進員の声>

- ・不法投棄された写真付きのチラシを作成して、掲示 しています。
- ・毎月1回の清掃活動の時に合わせて、不法投棄のチェックをしています。
- ・不法投棄の監視を防犯パトロール時に行いました。

【その他(清掃等)】

<リサイクル推進員の声>

- ・月に 2~3 回の地区内の防犯パトロール時に、ごみ拾いを行っています。
- ・月1回20名程度で不法投棄されたものの町内清掃 を行っています。
- ・廃棄物の野外焼却を禁止するチラシを回覧しました。



【イベントへの参加】

<リサイクル推進員の声>

- ・美しい八王子をつくる会が主催する清掃デーに 参加しました。
- ・ごみゼロの日に合わせて自治会役員で清掃をしました。
- ・町会主催の清掃デーを 12 月に行いました。

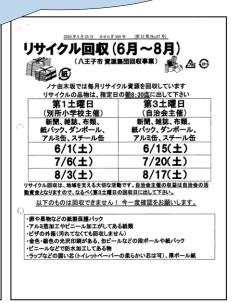


【チラシ等の紹介】

リサイクルをチャレンジとい う形で提案







「緑町西町会」作成

「緑ケ丘町内会」作成

「別所町会」作成

不燃ごみの出し方に ついて周知

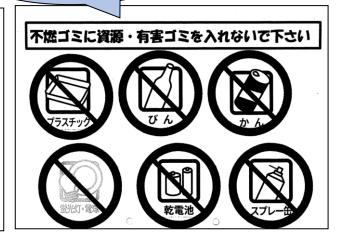
市での回収が拒否されました



出しすして下さい



タウンズ八王子団地自治会 リサイクル推進委員



「タウンズ八王子団地自治会」作成

「エストラーセ長池団地管理組合」作成

参考資料

■ 地域リサイクル活動(資源集団回収)補助金

~ ごみ減量及び資源物の有効な活用 ~

家庭から排出される資源物を、市内に居住する住民団体等が自主的に 回収する制度です。市では、地域リサイクル活動(資源集団回収)を行っている市内の団体に補助金を交付しています。

<交付条件>

- ・ 地域リサイクル活動(資源集団回収)実施団体として登録をしていること。
- ・ 回収を年3回以上実施していること。
- ・ コミュニティー活動の一環として家庭から排出される資源物を自主 的に回収していること。
- ・ 営利を目的としないもの。
- ・ 暴力団の活動を助長するものでないこと。

<請求手続き>

・補助金の申請は原則として年1回、年度末に行います。

【中間払い】

実施年度の9月末までに3回以上回収をしていれば、10月頃に補助金の中間払いの申請ができます。



■ 家庭用生ごみ処理機器等購入費補助

~ 生ごみの資源化を推進 ~

家庭用の生ごみ処理機器等を購入された方に対し、予算の範囲内で 購入費の一部を補助しています。

処理機器の種類	補助額	補助数 ※1世帯1年度
ダンボールコンポスト	購入費の4分の3 (上限10,200円)	4セット
ダンボールコンポスト専用基材	購入費の4分の3 (上限4,700円)	4個
生ごみたい肥化容器 (コンポスター、密閉式たい肥化容器) ※発酵促進剤については、本体と同時に申請 したものに限り補助(上限 2,000 円)	購入費の2分の1 (上限20,000円)	2基

[※]生ごみ処理機器(電気式やバイオ式)、ディスポーザー、中古品は対象外です。

ダンボールコンポストとは・・・

ダンボール箱に入れた基材に生ごみを入れてかきまぜ、微生物の力で 分解したい肥に変えるものです。

エコひろばでは、ダンボールコンポスト講習会を開催しています。 また、5人以上集まった場合には出前講座も行っていますので、ぜひ ご利用ください。詳しくはエコひろばにお問い合わせください。

エコひろば(北野町 596-3 あったかホール 1F) TEL 042-656-3054 ※月曜定休



【たい肥の引き取り】

ダンボールコンポストでできたたい肥は、使う予定がない場合、 引き取りに伺います。

環境学習推進課にご連絡ください。

皆様から回収したたい肥は市の管理する花壇などで活用しております。

フードドライブ ~ 食品ロス削減 ~

フードドライブとは、家庭から提供される食品を集め、フードバンク 団体などへ寄付する活動です。

お預かりした食品はフードバンク団体へ寄付し、必要としている人や 子ども食堂などの団体へ提供されます。

対象の食品

- ・ 常温で保存できるもの
- ・未開封の市販品
- ・ 賞味期限が2カ月以上あるもの (※お米・塩・砂糖は例外です)



お預かりできないもの

- ・アルコール類(お酒、料理酒、みりんなど)
- 手作りのもの
- ・外装が破れている、開封済みのもの
- ・賞味期限の記載がないもの(※お米、塩、砂糖は除く)
- ・生鮮食品、冷蔵・冷凍食品

ごめんなさい!お預かりできません



食品の受付場所

<市の窓口>

- ・資源循環課 ・南大沢清掃事業所 ・エコひろば(あったかホール)
- ・消費生活センター

<民間団体>

フードバンクやスーパーなども食品の寄付を受付けています。 詳細は市のホームページをご覧ください。



集合住宅ごみ等優良排出管理認定制度

~ 模範となる集積所 ~

出し方のルールや維持管理が適正な集積所を、優良集積所として認定 しています。対象は、集合住宅が敷地内に有している専用集積所です。

申請後調査を行い、認定された集積所には、 認定証と認定表示物を交付します。 (令和7年(2025年)4月1日現在128件)



集積所に掲示します

ふれあい収集 ~ 生活支援 ~

高齢者や体の不自由な方など、ごみ出しが難しい方を対象に、市職員 が玄関先まで出向き、ごみ・資源物を個別に回収します。また、希望者 には安否確認の声掛けなども行います。

対象となる方

- ・市内にお住まいの方で身体障害者手帳1級・2級の交付を受けている方
- ・市内にお住まいの方で要介護1から5の認定を受けている方
- ・その他特別の事情で収集を必要としている方 ※いずれも親族・ご近所からの支援を受けられない方が対象。

由込先

各担当清掃事業所へご相談ください。【連絡先は14ページ】

■ 町会・自治会活動から発生するごみの出し方

【行事ごみ】

お祭りや運動会等町会・自治会主催行事の際に飲食等で発生したごみ

<注意事項>

ボランティア袋は使用できません。また、露天商のごみは対象外です。

収集を希望する場合

区分	手数料	ごみの出し方	ごみを出す日・場所	
ごみ	有料	家庭同様に家庭用指定収集袋 (可燃・不燃)を使用して出す。	少量の場合は、自宅で収集日 こ出す。多量の場合は、排出	
資源物	無料(減免)	家庭同様に軽く洗い分別して 出す。	場所を担当の清掃事業所へ 事前に連絡する。	

[※]備品等の粗大ごみ(40Lの袋に入らないもの、重さが 5kg 以上のもの)は、 ごみ総合相談センターへお申し込みください(有料)。

清掃工場に持ち込む場合

区分	手数料	ごみの出し方	注意点
ごみ 資源ごみ	無料(減免)	家庭同様に可燃・不燃・資源物に分別し、戸吹クリーンセンター、館クリーンセンターまたは多摩清掃工場へ持ち込む。 【工場へ事前連絡が必要です】 ・戸吹クリーンセンター 電話:042-692-5389 ・館クリーンセンター 電話:042-673-5632 ※南大沢清掃事業所の担当地域(14ページ参照)の方は、南大沢清掃事業所に相談してください。 (電話:042-674-0551)	持ち込み時に 減免申請書を 提出 する。

- ※備品等の粗大ごみ(40Lの袋に入らないもの、重さが 5kg 以上のもの)は、ごみ総合相談センターへお申し込みください(有料)。
- ※減免申請書は巻末参照

【行事以外のごみ】※分別区分は家庭と同様

収集を希望する場合

可燃・不燃ごみ ⇒ 指定収集袋

美化清掃ごみ ⇒ ボランティア袋

粗大ごみ ⇒ ごみ総合相談センターへお申し込みください。

- ※少量の場合は自宅へ持ち帰り家庭ごみの収集日にお出しください。
- ※大量の場合は各清掃事業所へご相談ください。

清掃工場に持ち込む場合

<持込む工場>

・戸吹クリーンセンター 所在地: 戸吹町 1916

・館クリーンセンター 所在地:館町 2700

・多摩清掃工場 所在地:多摩市唐木田 2-1-1

【1回あたり軽トラック1台程度 / 処理手数料は10kgにつき350円】

<工場へ事前連絡が必要です>

・戸吹クリーンセンター 電話:042-692-5389

・館クリーンセンター 電話:042-673-5632

・南大沢清掃事業所 (多摩清掃工場) 電話: 042-674-0551

市で収集できないもの

・特定家電製品 (エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・保冷庫・冷温庫、洗濯機・衣類乾燥機)

・処理困難物 (ガソリン・タイヤなど)

家庭での出し方と同様に処分してください。

問い合わせ先一覧

【資源循環課】

住所: 〒192-8501 八王子市元本郷町3丁目24-1

電話:042-620-7256 FAX:042-626-4506

【ごみ総合相談センター】

電話:042-696-5353

【戸吹クリーンセンター】

住所: 戸吹町 1916

電話:042-692-5389 FAX:042-691-8678

【館クリーンセンター】

住所:館町 2700

電話:042-673-5632 FAX:042-673-3926

【担当清掃事業所】

二听注扫击坐	二二
尸以泊册书来	ιнπ

CFAX 042-691-2891

暁町、石川町、泉町、犬目町、宇津木町、梅坪町、大谷町、大和田町、尾崎町、小津町、加住町、叶谷町、上壱分方町、上恩方町、上川町、川町、川口町、清川町、久保山町、小宮町、左入町、下恩方町、城山手、諏訪町、平町、大楽寺町、高倉町、高月町、滝山町、丹木町、戸吹町、中野上町、中野山王、中野町、長房町(都営長房団地のみ)、楢原町、西寺方町、弐分方町、富士見町、丸山町、みつい台、宮下町、美山町、元八王子町、谷野町、横川町、四谷町(50音順)

館清掃事業所

CFAX 042-665-2531

旭町、東町、上野町、打越町、宇津貫町、裏高尾町、 追分町、大船町、大横町、小門町、片倉町、北野町、 椚田町、小比企町、子安町、散田町、新町、千人町、 台町、高尾町、館町、田町、寺田町、寺町、天神町、 廿里町、長房町(都営長房団地を除く)、中町、七国、 並木町、西浅川町、西片倉、狭間町、八幡町、初沢町、 東浅川町、兵衛、日吉町、平岡町、本町、本郷町、三崎 町、緑町、南浅川町、南新町、みなみ野、南町、明神町、 めじろ台、元本郷町、元横山町、八木町、山田町、八日 町、横山町、万町(50 音順)

南大沢清掃事業所

CFAX 042-674-0551

大塚、鹿島、上柚木、北野台、絹ヶ丘、越野、下柚木、 長沼町、中山、南陽台、東中野、別所、堀之内、松が谷、 松木、南大沢、鑓水(50音順)

巻末付録(各種様式)

八王子市長殿

町会・	自治会・	管理組合	名	
代表者	名			

リサイクル推進員 推薦書

下記の者をリサイクル推進員として推薦します。

記

推薦する方

	氏 名	ふりがな	住 所 (町名から)	電話番号
1				
2				
3				
4				
5				

内容を確認しチェック(☑)してください。

- □上記の者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第五条の八」および「八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の第8条」に適う(裏面参照)。
- ※ 推薦された方の「選出方法」についてご回答ください。

該当にOを して下さい	選出方法	
	① 町会・自治会長による選出	
	② 町会・自治会内の担当輪番による選出	
	③ その他	
	(

根拠とする法律・条例は以下のとおりです。ご確認のほどお願いいたします。

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第五条の八

(廃棄物減量等推進員)

第五条の八 市町村は、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の適正な処理に熱 意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱することができる。

- 2 廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の減量のための市町村の施策への協力その他の活動を行う。
- 2. 八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の第8条

(廃棄物減量・再利用推進員)

第8条 市長は、一般廃棄物の適正な処理、減量及び再利用の促進に熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量・再利用推進員を委嘱する。

- 2 廃棄物減量・再利用推進員は、一般廃棄物の適正な処理、減量及び再利用の 促進のため、市の施策への協力その他の活動を行う。
- 3 前各項に定めるもののほか、廃棄物減量・再利用推進員について必要な事項は、 市規則で定める。

町会・自治会・管理組合名
代表者名

リサイクル推進員 変更届 兼 推薦書

下記のとおりリサイクル推進員を変更し、新たにリサイクル推進員を推薦します。

記

推薦する方(新推進員)

	氏 名	ふりがな	住所(町名から)	電話番号
1				
2				
3				

内容を確認しチェック(☑)してください。

□上記の者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第五条の八」および「八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の第8条」に適う(裏面参照)。

お辞めになる方(旧推進員)

	氏 名	住所(町名から)
1		
2		
3		

※ 推薦された方の「選出方法」についてご回答ください。

該当にOを して下さい	選出方法	
	① 町会・自治会長による選出	
	② 町会・自治会内の担当輪番による選出	
	③ その他 ()

根拠とする法律・条例は以下のとおりです。ご確認のほどお願いいたします。

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第五条の八

(廃棄物減量等推進員)

第五条の八 市町村は、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の適正な処理に熱 意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱することができる。

- 2 廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の減量のための市町村の施策への協力その他の活動を行う。
- 2. 八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の第8条

(廃棄物減量・再利用推進員)

第8条 市長は、一般廃棄物の適正な処理、減量及び再利用の促進に熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量・再利用推進員を委嘱する。

- 2 廃棄物減量・再利用推進員は、一般廃棄物の適正な処理、減量及び再利用の 促進のため、市の施策への協力その他の活動を行う。
- 3 前各項に定めるもののほか、廃棄物減量・再利用推進員について必要な事項は、 市規則で定める。

町会・自治会・管理組合名	
代表者名	

リサイクル推進員 辞退届

リサイクル推進員を辞退します。

氏 名
住 所
<u> </u>
【辞退理由】

年 月 日

八王子市長殿

町会・自治会・管理組合名	

リサイクル推進員名

活動報告書

リサイクル推進員として下記の活動を行いましたので報告します。

活動報告書は、毎年 1~2 月頃に郵送させていただく様式をご利用ください。

※報告書の内容は年度ごとに変更します。

	行事ごみ減免申言	書			
	令	和年月	日		
八王子市長 殿					
, <u>1</u>					
	町会(自治会)名				
	会長名(自署)				
	連絡先				
持 込 先	(持込先に丸を付けてください。)				
14 Y /L	①戸吹クリーンセンター	②館クリーンセンター			
	可燃物	袋			
ごみ等の量	不燃物	袋			
	\$6.50mil	40			
		袋			
・この申請書は、 <u>行事ごみを持ち込む際に、計量所に</u>					
提出してください(要事前連絡)。					
・町会、自治会等が主催したお祭りなどの行事の際に、 飲食等に伴い排出されたごみが対象 です。					
・露天商等のごみは受け付けられません。					
備考	世口笠の畑上 デスル浦岳の社会は レナバ				
加用	/// 考				
	・持込量は一回に付き、軽トラック1台程度までです。				
	・南大沢清掃事業所担当区域内の町会・自治会は、				
多摩清掃工場へ持ち込むこともできます。事前に南大沢清掃					
	事業所へ連絡してください(Te	1:042-674-0551) 。			
	戸吹クリーンセンター	館クリーンセンター			
問合せ先	住所:八王子市戸吹町1916 TEL:042-692-5389	住所:八王子市館町2700 TEL:042-673-5632)		